

納 入 の 方 法

※地方税法等に改正があった場合は、それによります。

6月から翌年の5月までに支給する給与から毎月徴収し、毎月の月割額を翌月の10日(日曜日・祝日のときはその翌日、土曜日のときはその翌々日)までに別冊の納入書により、最寄りの金融機関などで納めてください。

なお、納期限を過ぎますと延滞金が徴収されます。また督促状が発せられると、督促手数料100円もあわせて負担していただきますので、納期限までに必ず納入してください。

納入書はその年の6月から翌年の5月までの12枚と予備用2枚です。必ず該当する月分のものを使ってください。(納入書をまちがえると他の月に納入されてしまいます。)

納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入していただくか、予備の納入書を使って納入してください。

納 入 場 所

市・県民税の納入については、甲府市指定金融機関、甲府市収納代理金融機関、甲府市役所収納課及び窓口センターで納めてください。

※ 甲府市指定金融機関及び甲府市収納代理金融機関は次のとおりです。 ※令和4年4月1日現在

甲府市指定金融機関 山梨中央銀行

甲府市収納代理金融機関 みずほ銀行・りそな銀行(埼玉りそな銀行を除く)・三井住友銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・
三井住友信託銀行甲府支店(令和5年3月31日まで)・中央労働金庫(山梨県内の店舗に限る)・
山梨みらい農業協同組合・笛吹農業協同組合・山梨県信用農業協同組合連合会

なお、ゆうちょ銀行(山梨・東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・栃木・茨城以外にあるゆうちょ銀行又は郵便局)で納入を希望される特別徴収義務者については、初回の納入の際次頁の「指定通知書」を、利用されるゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。